静岡がんセンター医療安全監査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の25第4項ホに基づく 医療安全に関する監査委員会の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び設置者)

- 第2条 監査委員会の名称は「静岡がんセンター医療安全監査委員会」(以下「委員会」という。) とする。
- 2 委員会は、がんセンター局長(以下「局長」という。)が設置する。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会の委員は次のいずれかに掲げる者とし、局長が委嘱する。
 - (1) 静岡がんセンターと利害関係のない者(以下「外部委員」という。)
 - (2) 病院長が指名する者 なお、利害関係の有無については、別紙1を基本とする。
- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員会は委員3人以上で構成し、委員長及び委員の過半数は、外部委員をもって充てる。
- 4 委員長はあらかじめ外部委員の中から局長が指名し、当該委員の任期における初回の委員会に おいて合意を得るものとする。
- 5 外部委員には、次に掲げる者を含むものとする。各号の要件については、別紙2のとおりとする。
 - (1) 医療に係る安全管理に関する識見を有する者又は法律に関する識見を有する者など、学識経験を有する者
 - (2) 医療を受ける者(医療従事者以外の者とし、(1)に掲げる者は含まない。)
- 6 委員の任期は、委嘱を受けた年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。なお、委員が欠けた 場合、局長は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合における補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 7 外部委員が静岡がんセンターと利害関係を有した場合には、局長は、当該委員を解任するものとする。

(記録の作成・保存)

第4条 委員会が開催されたときは、委員会は、議事録を作成し、保存するものとする。

(公表)

- 第5条 委員名簿及び委員の選任理由は公表する。
- 2 委員会が開催されたときは、委員会は、前条により作成した議事録及び表明した意見を公表するものとする。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、委員会の業務を通じて知り得た内容を外部に漏らしてはならない。委員を退いた 後も同様とする。ただし、その内容が前条に基づき公表されている場合は、この限りではない。

(運営)

第7条 委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(要綱の改廃)

第8条 この要綱の改廃は、局長が行う。

附則

この要綱は、2017年1月23日から施行する。

附則

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

別紙1 (第3条関係)

第3条第1項(1)における利害関係のない者については、以下の条件を満たす者を基本とする。

- (1) 過去 10 年以内に静岡がんセンターと雇用関係にないこと。
- (2) 委員に属する年度を含む過去3年度に、年間50万円を超える寄付金・契約金等(監査委員会に係る費用を除く)を静岡がんセンターから受領していないこと。

別紙2 (第3条関係)

第3条第5項各号の要件については、以下のとおりとする。

要綱中の名称	要件
	・医療機関において医療安全に関する業務への従事経
医療に係る安全管理に関する識見	験を持つ者
を有する者	または
	・医療安全に係る研究への従事経験を有する者
法律に関する識見を有する者	・法律学に関する専門知識に基づき、教育、研究、業務
	を行っている者
	・医療等の内容・説明・同意文書が一般的に理解できる
医療を受ける者(医療従事者以外の	内容であるか等、医療を受ける者の立場から意見を述
者)	べることができる者(医療安全管理の知識を有するこ
	とが望ましい。)